

琵琶湖部会における委員発言に対応する資料

1. 琵琶湖利用の適正化に関する取り組みについて・・・・・・・・・・1～6
2. 滋賀県における河川整備計画の策定と
淡海の川づくり検討委員会について・・・・・・・・・・7～14

第5回琵琶湖部会（10/12開催）において、水上バイクの問題や、河川整備については国や県との連携が必要である等の議論があり、滋賀県から、「お互い積極的に情報提供や連携をして、進めていきたい」との発言があり、部会長からも、「関連する委員会の資料等、県からも情報提供をして欲しい」との意見がありました。

本資料は、前回部会の議論を受け滋賀県より提出された資料です。

1. 琵琶湖利用の適正化に関する取り組みについて

I 琵琶湖適正利用懇話会の設置

琵琶湖では、レジャーをはじめとする多様な形態による利用、活用が行われている。一方、こうした利活用は、湖岸の住民の生活や琵琶湖の環境等に影響を与え、様々な問題が提起されていることから、琵琶湖の利活用の実態を踏まえ、望ましい琵琶湖の利活用のあり方について提言をいただくために琵琶湖適正利用懇話会が設置された。当懇話会の委員には、現に琵琶湖を利活用している者および学識経験者等24名が知事から委嘱されている（事務局：自然保護課）。

第1回懇話会では琵琶湖利用の現状や県の取り組みについて、第2回懇話会では琵琶湖利用のあり方について、各委員から提言等をいただいた。今後は、今年度中に2回の懇話会を予定しており、琵琶湖適正利用のあり方についてさらに議論をしていただくとともに、第2回公聴会の開催や、インターネットを通じて広く意見を収集することにより、適正利用のあり方に基づく実行計画の設定に向けて提言をいただくことになる。

なお、第2回懇話会で、水質問題等を個別に検討するための小委員会を設置することになった。

II 琵琶湖適正利用対策検討チームの設置

琵琶湖の適正な利用のあり方については、あらゆる側面から幅広く検討し、総合的できめ細やかな対応策を樹立することが求められている。このため、琵琶湖の利用に係る既往調査の収集整理や問題点を抽出するとともに、湖面利用に関する各種の調査、検討等を行い、琵琶湖の利活用の適正化に必要な施策の調整や、条例化を視野に入れた調査、調整等を行うために、庁内関係10課からなる琵琶湖適正利用対策検討チームが設置された（事務局：自然保護課）。

III 経過概要

平成13年5月	琵琶湖適正利用対策検討チームを設置
7月	琵琶湖適正利用懇話会を設置
7月17日	第1回琵琶湖適正利用懇話会を開催
7月21日	利用実態調査（7月29日、8月12日にも実施） 調査地点： 大津市柳が崎、新旭町源氏浜など8地点 調査項目： 遊泳者、水上バイク、ウインドサーフィンなどの利用状況 アンケート調査： 湖岸利用者に対し、利用のマナーなどについて調査
7月22日	琵琶湖における水上バイク現地調査の実施（環境政策課） 調査目的： 水上バイクの航行による琵琶湖水質への影響把握 調査地点： ①能登川町大同川沖 5地点（北湖） ②大津市柳が崎沖 5地点（南湖） 調査項目： ベンゼン、トルエン、キシレン、MTBE、ベンゾ(a)ピレン
8月3日	琵琶湖適正化懇話会委員による現地視察（琵琶湖一円）
8月27日	水道水源取水口近傍の水質検査（環境政策課） 調査目的： 琵琶湖を水源とする水道水源取水口近傍の水質状況調査 調査地点： 大津市などの22箇所の取水口近傍の各2点 調査項目： ベンゼン、トルエン、キシレン、MTBE
8月29日	
9月22日	第1回公聴会の実施（9月23日にも実施）

開催目的：琵琶湖での釣り、プレジャーボート、キャンプ等の利用について県民や利用者の意見を収集し以後の検討に反映する。

開催会場：①大津会場（9月22日） 公述者 12名
②彦根会場（9月22日） 公述者 13名
③今津会場（9月23日） 公述者 8名

（検討チーム設置以降、この間にチーム員会議やチーム調査員会議を開催し、琵琶湖適正利用に向けた具体的施策や適正利用のあり方について協議、検討を実施。）

10月24日 第2回琵琶湖適正利用懇話会を開催

IV 琵琶湖適正利用に関する取り組みの概要

第2回琵琶湖適正利用懇話会では事務局より、公聴会の結果や琵琶湖利用についての基本的考え方が示された。概要は次のとおりである。

1 琵琶湖利用のあり方策定の背景

滋賀県では、琵琶湖の総合保全のために各種保全施策を総合的に実施していくため、「マザーレイク21」計画を策定しこれを推進しており、行政、県民、企業、事業等が日頃から環境負荷の少ない生活や産業活動を実践するための具体的な取り組みを提唱している。琵琶湖に関わるすべての人々は自然への理解や環境に配慮した利用方法が徹底、促進されるよう、琵琶湖とのつきあい方を広域的に提唱していく必要がある。

2 琵琶湖のあるべき姿

琵琶湖を守るためには、琵琶湖に関わる一人ひとりが琵琶湖の望ましい姿を共有することが重要。琵琶湖は世代を超えた共有財産であり、県民、下流府県の人々、来訪者などすべての人が共有すべき財産である。

3 琵琶湖の利用

琵琶湖が与えてくれる恩恵は、日常生活利用（県民の生活利用、下流府県民の水利用）、事業者の利用（農林水産業、工鉱業、娯楽業など）、レジャー等の利用（レジャー利用者などの利用）などが考えられる。

4 滋賀県・県民・事業者の取り組み

滋賀県、県民、事業者は、琵琶湖のあるべき姿を見据えて様々な取り組みを行っている。琵琶湖に関わる将来に残すべき産業としては、琵琶湖固有の水産業と琵琶湖の魅力を伝える観光がある。水産業ではヨシ造成等に、観光では観光地づくり推進など、魅力ある滋賀の創造に取り組んでいる。また琵琶湖を守り次世代へ継承するための取り組みとして「マザーレイク21」がある。

5 琵琶湖の適正化

(1) 琵琶湖利用の適正化の必要性

一部の利用者のマナー低下により、自然的環境・景観の破壊や県民の生活への悪影響などが問題になっている。このためレジャー利用者も、県民や事業者と同様、琵琶湖の環境や地域住民の生活に負荷を与えない取り組みが必要。

(2) 琵琶湖利用の適正化を検討すべき範囲

適正化の検討すべき範囲としては、琵琶湖水面、琵琶湖湖辺域、沿岸集落としている。

(3) 琵琶湖のレジャー利用と地域への影響

レジャー利用として水泳、キャンプ、プレジャーボート（水上バイクを含む）、自然観察など様々なことが考えられるが、こうした利用は経済的効果や地域の活性化があげられる反面、地域へ

の負荷も増大する。

(4) レジャー利用による具体的問題点

公聴会などから提起された問題点を大別すると生活面、環境面、産業面への影響であり、具体的にはプレジャーボートや夜間の花火などによる騒音問題、漁港付近や私有地への駐車、ゴミの投棄、釣った魚の放置、放置釣り針によるけが、釣り糸放置による生態系への影響、排気による水質への影響、排ガスによる樹木への影響、自動車による砂浜・植生帯・農地の踏み荒らし、漁労への妨害、漁獲量の減少、エリ等の損傷、プレジャーボート（水上バイクを含む）の走行による漁船への航行支障等々があげられる。

(5) 琵琶湖の適正化のための取り組み（たたき台）

上記(4)の問題点解消のためには水面、湖岸域、沿岸集落といった場所別の取り組みが必要。場所別の取り組みは、生活環境、自然環境、産業活動の保全の面から、利用者、事業者、メーカーなどによるそれぞれの取り組みが想定できる。

具体的には、早朝や夕刻にプレジャーボート（プレジャーボートを含む）を利用しないこと、船舶の改造をしないこと、集落付近での船舶走行の自粛や低速走行、生態系等に影響を及ぼす航行の自粛、時間帯や程度を考えた花火などの使用、ゴミの持ち帰り、ヨシ原等への車両乗り入れ、湖岸施設の破損をしないこと、漁港内への駐車・漁港への無断進入や駐車禁止区域や私有地への駐車をしないこと、漁業施設付近での船舶走行をしないこと等々である。

(6) 問題点解消のための方策

上記(5)についての具体的施策は示されていないが、第1回懇話会、公聴会において出された意見の主なものは、プレジャーボート関係では水上バイクの全面禁止、総量規制、利用時間および期間の規制、利用場所の設定、有害物質の管理、利用禁止区域の設定、水域の棲み分けなどがある。

また、釣り関係にあつては、禁止区域の設定、外来魚放流などの監視強化等がある。

その他にも、湖岸域への車両等の乗り入れ規制、湖岸の監視員等の設置、ゴミの持ち帰り運動の推進、利用団体における勉強会、パトロールの実施、取り締まりの強化等々がある。

以上のことについて懇話会では、意見を述べるとしても範囲が広すぎるとの指摘もあり、今後、水質問題等について個別に検討するため小委員会を設置することとなった。

琵琶湖適正利用懇話会 委員名簿

	氏 名	現 職	備 考
1	磯田 陽子	(社) 滋賀県観光連盟理事	
2	大橋 延行	県民公募委員	
3	川瀬 義隆	滋賀県水上安全協会事務局長	
4	北岸 明	パトロールボート安全協会琵琶湖支部長	
5	北村 勇	滋賀県漁業協同組合連合会副会長	
6	北村 正二	滋賀県町村会	志賀町長
7	黒田 学	日本ボートセリング協会滋賀県代表	
8	小林 圭介	永源寺町教育長	
9	笠 文彦	龍谷大学理工学部教授	
10	島田 一夫	滋賀県水上スキー連盟専務理事	
11	清水 幸男	湖北野鳥センター専門員	
12	菅沼 完夫	毎日新聞論説委員 (元大津支局長)	
13	高橋 さち子	龍谷大学非常勤講師	
14	津野 洋	京都大学工学研究科附属センター教授	
15	中島 一	滋賀県市長会	彦根市長
16	西川 幸治	滋賀県立大学学長	
17	羽野 清治	滋賀県旅客船協会常務理事	
18	早川 清	立命館大学理工学部教授	
19	林 良訓	滋賀県小型船協会副会長	
20	藤田 浩次	(財) 日本釣振興会滋賀県支部理事	
21	細矢 昌孝	県民公募委員	
22	宮川 琴枝	ストップフロン滋賀代表	
23	山田 将人	滋賀県セリング連盟理事長	
24	吉田 和宏	弁護士	

平成13年10月26日(木曜日)
読売新聞(朝・夕刊)

平成 3年 10月 5日 (木曜日)
京百 新聞 (朝夕刊)

2. 滋賀県における河川整備計画の策定と 淡海の川づくり検討委員会について

(1) 滋賀県における河川整備計画の策定方針

滋賀県では、河川整備計画の策定にあたり、次の事項から県内を「志賀・大津」、「信楽・大津」、「甲賀・湖南」、「東淡海」、「湖東」、「湖北」、「湖西」の7つの圏域に分割し、この圏域毎に計画策定を進めています。

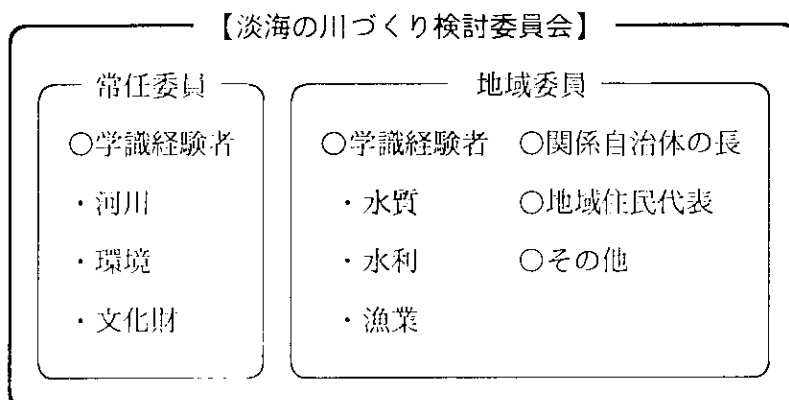
- ① 琵琶湖(および瀬田川)に流入する主要な河川の流域に基づき、各々の圏域をひとつのまとまりとして、計画を策定することを基本とする。
- ② 琵琶湖を健全な姿で次世代に継承することを目標とした「マザーレイク21計画」(琵琶湖総合保全計画、平成12年3月 滋賀県)により、「河川流域単位」で県民、事業者、行政などの各主体が一体となって、琵琶湖の総合保全(水質保全、水源涵養、自然環境・景観保全)の取り組みを進めることとしており、この「河川流域単位」での地域の意見集約や今後の住民との活動を踏まえたものとする。

河川整備計画における整備内容(今後概ね20年間に整備するもの)としては、治水安全度の低い河川の整備や湖辺の保全、水質浄化などを予定しています。琵琶湖については、「マザーレイク21計画」等を踏まえ、総合保全などの取り組みを進めることとしています。

(2) 淡海の川づくり検討委員会

滋賀県では学識経験者の専門的な立場や地域の観点から河川整備計画(案)を審議いただくため、本年3月に淡海の川づくり検討委員会(以下「検討委員会」という)を設置しました。

検討委員会は常任委員と各河川毎の地域委員で組織することとし、前者は河川・環境・文化財の分野の学識経験者とし、後者は個々の河川との結びつきが深い水質・水利・漁業の分野の学識経験者、関係自治体の長、地域住民代表などとしております。



【検討委員会の経過】

平成13年3月13日（火）10:00～12:00

第1回淡海の川づくり検討委員会（設立委員会）

○会場：滋賀会館4F 特別集会室D

○5名の常任委員により、「淡海の川づくり検討委員会」を設立しました。

○主な議事内容

- ・委員長の選出について
- ・委員会の運営等について
- ・その他（湖東圏域 河川整備計画（案）について）

平成13年5月18日（金）10:20～16:30

第2回淡海の川づくり検討委員会（犬上川部会、芹川部会合同）

○会場：ビバシティ彦根2F ビバシティホール

○常任委員および犬上川、芹川の地域委員（地域住民代表委員除く）により、「淡海の川づくり検討委員会（犬上川部会、芹川部会）」を開催しました。

○主な議事内容

- ・犬上川の概要説明および審議
- ・芹川の概要説明および審議

○午後は、犬上川、芹川の現地視察を行いました。

平成13年10月18日（木）14:00～17:00

第3回淡海の川づくり検討委員会（犬上川部会、芹川部会）

○会場：ビバシティ彦根2F ビバシティホール

○常任委員および犬上川、芹川の地域委員により、「淡海の川づくり検討委員会（犬上川部会、芹川部会）」を開催しました。

○主な議事内容

- ・犬上川川づくり会議の概要報告、意見発表および審議
- ・芹川川づくり会議の概要報告、意見発表および審議

(3) 川づくり(みらい)会議について

できる限り地域住民からの生の声を吸い上げ、河川整備計画に地域の意向を反映するため、公募で集まっていたいただいた地域住民の方々による「川づくり(みらい)会議」を実施しています。

平成11年度にパイロット的に始めた「日野川みらい会議」を皮切りに、平成12年度には「杣川みらい会議・子ども会議」を行いました。会議では、川に対する熱い思いをもって、活発な議論が交わされ、その取りまとめとして、「川づくりに対する提言」をいただきました。

今年度は既に「犬上川川づくり会議」、「芹川川づくり会議」を設立しており、犬上川については5回、芹川については4回、開催しており、活発な議論をいただいています。

今後、真野川など規模の大きな河川について、順次、川づくり会議に取り組む予定です。




また、比較的小規模な河川については、集落などの地域に密着した存在であることから、地元懇談会や説明会などにより、地域住民の意見聴取を進めているところです。

淡海の川づくり検討委員会（〇〇川部会）の一般的な委員構成

		〇〇川部会		
		氏名	所属等	
常任委員	河川	江頭 進治	1	立命館大学理工学部 (委員長)
	河川	寶 馨	2	京都大学防災研究所 (副委員長)
	環境	嘉田 由紀子	3	京都精華大学
	環境	遊磨 正秀	4	京都大学生態学研究センター
	文化財	吉見 静子	5	岐阜女子大学
地域委員	水質	〇〇 〇〇	6	水道水源の水質の学識経験者
	水利	〇〇 〇〇	7	水利の学識経験者
	漁業	〇〇 〇〇	8	漁業の学識経験者
	関係自治体	〇〇 〇〇	9	関係市町村①
		〇〇 〇〇	10	関係市町村②
		〇〇 〇〇	11	関係市町村③
	地域住民代表	〇〇 〇〇	12	川づくり会議代表者など
		〇〇 〇〇	13	//
		〇〇 〇〇	14	//
	関係団体等	〇〇 〇〇	15	関係漁業協同組合
		〇〇 〇〇	16	関係土地改良区
	水防関係	〇〇 〇〇	17	関係市町村消防団①
		〇〇 〇〇	18	関係市町村消防団②
		〇〇 〇〇	19	関係市町村消防団③
	環境等	〇〇 〇〇	20	生物環境アドバイザーなど河川毎の環境分野の専門家
〇〇 〇〇		21	地域毎の文化財分野の専門家	
委員長が必要に応じて参加を求める関係者等				
備考				

河川整備計画を策定する河川と取りまとめる圏域

凡 例

- 河川整備計画を策定する河川
- 国直轄管理区間
-  治水ダム ( 計画)
-  農業用ダム
- 河道整備・河川再生
- 河川浄化



淡海の川づくり検討委員会設置要領

(設置)

第1条 滋賀県知事が施行する河川整備に先立つ河川整備計画の策定にあたり河川法第16条の2 第3項に基づき、学識経験者、地域住民等の意見を聴き、地域の実情に応じた河川整備を推進するため淡海の川づくり検討委員会（以下「検討委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 滋賀県知事が策定する河川整備計画に意見を述べること。
- (2) 河川整備計画の策定に係る関係住民等の意見聴取方法の提言を行うこと。
- (3) 河川整備計画の策定に係る関係住民等の意見の反映方法に対して意見を述べること。

(組織)

第3条 検討委員会は、5名以内の常任委員と地域委員をもって組織する。

2 常任委員は次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 河川の分野に係る学識経験者
- (2) 環境の分野に係る学識経験者
- (3) 文化財の分野に係る学識経験者

3 常任委員の任期は2年とする。ただし常任委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

(地域委員)

第4条 河川整備計画を策定する河川毎に、地域委員を置く。

2 前項の委員は次に掲げる者のうちから知事が命じ、または委嘱する。

- (1) 水質に係る学識経験者
- (2) 水利に係る学識経験者
- (3) 漁業に係る学識経験者
- (4) 関係自治体の長
- (5) 地域住民代表
- (6) その他、河川に関し知事が適当と認める者

(委員長および副委員長)

第5条 検討委員会に委員長および副委員長をおき、常任委員の互選により定める。

2 委員長は、検討委員会の議長となり会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは検討委員会に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、土木交通部河港課において処理する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が検討委員会に諮って定める。

付則

この要領は、平成13年(2001年)3月13日から施行する。